

報告第9号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月28日

北本市長 現王園 孝 昭

## 専 決 処 分 書

北本市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年11月14日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

〔平成28年11月14日〕  
条例 第33号

(北本市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 北本市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「を加えた」を「が行われた」に改める。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(1) 北本市重度心身障害者医療費支給条例(昭和58年条例第4号)

第3条第2項第2号

(2) 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年条例

第28号)第2条第3項

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。